

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」 に対する意見募集について

平成28年11月21日

「多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】」（平成13年3月策定）における「高潮対策」の施行の場所について、羽田空港周辺地域において、東京都市計画土地地区画整理事業羽田空港跡地地区土地地区画整理事業の事業計画等の認可（平成28年10月）を受け、大田区を中心にまちづくりが進められております。

つきましては、堤防整備の必要性を踏まえ、「高潮対策」の施行の場所に関する記載内容を変更し、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、関東地方整備局ではいただいたご意見を十分に検討したうえで、「多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】」を作成させていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」

2. 意見募集期間

平成28年11月21日（月）～平成28年12月20日（火） 18：00必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から⑥をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4. までご提出ください。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所（都道府県・市区町村）

③電話番号又はメールアドレス

④年代（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）（企業・団体の場合は不要）

⑤意見

- ・「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

4. 提出先

○ご郵送の場合

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省京浜河川事務所 調査課

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」意見募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

045-503-4058

○電子メールの場合

ktr-tama-plan@ml.mlit.go.jp

件名に「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」意見募集 事務局 宛と明記ください。

5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村、年代）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川 → 社会資本整備 → 河川整備基本方針、整備計画

→ 多摩川水系河川整備計画

→ 「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」に対する意見募集について

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000316.html

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、以下の場所におい

て、「意見募集要領」、「意見提出様式」及び「多摩川水系河川整備計画（変更部分対比表）」の入手が可能です。また、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」の縦覧を行っています。

- ・ 関東地方整備局17階文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2－1）
- ・ 関東地方整備局京浜河川事務所 1階ロビー
（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2－18－1）

<応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 調査課 高橋、林
TEL：045－503－4000（代表） 内線351、352